

議案第 8 号

令和 7 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則
について

令和 7 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則に
ついて、別紙のとおり議決を求めます。

令和 7 年 3 月 1 5 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇令和7年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

1 規則の制定理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局等を構成する機関の所掌事務等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) いじめ・不登校総合対策センターから生徒支援・教育相談センターへの名称変更に伴い、関係する記載を整理する。
- (2) 教育委員会事務局に現業主事及び現業職長の職を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (3) 鳥取県教育職員免許状再授与審査会の新設に伴い、附属機関の追加を行う。
- (4) 県立博物館の美術振興課の廃止に伴い、関係する記載を整理する。
- (5) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

令和7年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>生徒支援・教育相談センター</u></p> <p>(1) <u>生徒支援及び教育相談に係る業務の総括及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>いじめ、不登校、ヤングケアラー等についての相談及び教育相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題の調査及び分析に関すること。</u></p> <p>(4) <u>問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する対策を行う学校に対する支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題についての研修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>児童等の発達、言語、学習等に係る指導及び支援に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">小中学校課～高等学校課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">社会教育課～体育保健課</p> <p>2・3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">小中学校課～高等学校課 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>いじめ・不登校総合対策センター</u></p> <p>(1) <u>いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>いじめ・不登校についての研修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">社会教育課～体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p>

2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

別表第1（第3条関係）

略	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、教育 D X 推進課
5 生徒支援・教育相談センター	
6 略	
7 略	
8 高等学校課	高校教育企画室
略	
12 博物館	総務課、学芸課
略	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	
略	教育人材開発課
鳥取県教職員育成協議会	
鳥取県いじめ問題調査委員会	生徒支援・教育相談センター

2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) いじめ・不登校総合対策センターに置く次長 上司の命を受け、いじめ・不登校総合対策センターにおける教育相談業務に関する指導に係る事務に参画する。

(10) 略

(11) 略

別表第1（第3条関係）

略	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、教育 D X 推進課
5 略	
6 略	
7 高等学校課	高校教育企画室
8 いじめ・不登校総合対策センター	
略	
12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課
略	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
略	
略	教育人材開発課
鳥取県教職員育成協議会	

略	小中学校課	略	小中学校課
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会		鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	
鳥取県教育職員免許状再授与審査会			
略	高等学校課	略	高等学校課
略		略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会		鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	
略		鳥取県いじめ問題調査委員会	
略		いじめ・不登校総合対策センター	
略		略	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 略 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・ <u>所長</u> ・教育人材開発主査・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 技術職員をもって充てる職 主幹学芸員・主任学芸員・建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・土木技師・教育相談員・学芸員・学芸員補・ <u>専門員</u> ・ <u>現業職長</u> ・ <u>現業主事</u>	別表(第3条関係) 1 略 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・ <u>センター長</u> ・教育人材開発主査・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 技術職員をもって充てる職 主幹学芸員・主任学芸員・建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・土木技師・教育相談員・学芸員・学芸員補・専門員

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(<u>教育委員会事務局及び県立学校の職員</u> に限る。以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(県立学校の職員に限る。以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。

別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表		別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
1級	<u>現業主事</u> 、自動車整備士又は学校技能主事の職務	1級	自動車整備士又は学校技能主事の職務
2級	困難な業務を行う <u>現業主事</u> 、自動車整備士又は学校技能主事の職務	2級	困難な業務を行う自動車整備士又は学校技能主事の職務
3級	<u>現業職長</u> 、学校技能班長又は学校技能副班長の職務	3級	学校技能班長又は学校技能副班長の職務

（現業職員就業規則の一部改正）

第4条 現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第1条第2項に規定する現業職員（<u>教育委員会事務局及び県立学校の職員</u>に限る。以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第1条第2項に規定する現業職員（<u>県立学校の職員</u>に限る。以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第5条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、<u>総務課及び学芸課</u>を置く。</p> <p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>（1）博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>（4） その他博物館の事業に関すること。</p>	<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、<u>総務課、学芸課及び美術振興課</u>を置く。</p> <p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>（1）博物館資料（<u>美術関係の資料を除く。</u>次号及び第3号において同じ。）の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>（4） その他博物館の事業に関すること（<u>美術振</u></p>

	<p>興課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>美術振興課</p> <p>(1) <u>博物館資料</u> (美術関係の資料に限る。次号及び第3号において同じ。) の保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) <u>博物館資料の利用の指導、助言及び普及</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>博物館資料の調査研究</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>その他美術関係の博物館の事業</u>に関すること。</p>
--	---

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の種類は、<u>事務職員及び技術職員</u>とする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 <u>事務職員</u>をもって充てる職 所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修主事</p> <p>2 <u>技術職員</u>をもって充てる職 <u>現業職長及び現業主事</u></p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修主事</p>

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>事務職員</u>をもって充てる職 司書主幹・司書副主幹・主事・司書・<u>指導主事</u>・資料相談員</p> <p>3 略</p>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>事務職員</u>をもって充てる職 司書主幹・司書副主幹・主事・司書・<u>学校図書館支援員</u>・資料相談員</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。